（別紙２の２）

評価調査員養成等研修の実施について

外部評価の評価機関の評価調査員が受講することとしている研修については次のとおりであるので、各都道府県におかれては、これに基づき研修を実施するとともに、管内の評価機関に対し周知されたい。

１　実施主体

評価調査員養成研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事が指定した者（以下「指定研修機関」という。）とする。

２　対象者

(１)　評価調査員養成研修

外部評価を実施する評価機関に属する者（予定を含む。）であって、今後評価調査員として従事しようとするもの。

(２)　フォローアップ研修

外部評価を実施する評価機関に属する者であって、現に評価調査員として従事しているもの。

３　研修科目及び研修時間数等

評価調査員養成研修及びフォローアップ研修に係る研修科目及び研修時間数等については別添のとおりとする。

４　名簿の取扱いについて

都道府県知事又は指定研修機関の長は、研修修了者に対し、修了証明書を交付するとともに、研修修了者について、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

５　指定研修機関の指定に係る留意事項

(１)　指定研修機関の指定に係る要件

指定研修機関の指定を行うに当たっては、以下の要件を満たすものでなければならない。

①　評価調査員が所属する評価機関を運営する法人以外の法人であること。ただし、評価調査員が所属する評価機関を運営する法人であって、研修を実施する部署と外部評価を実施する部署とが独立した関係にあるなど、研修の実施状況を客観的に確認することができると都道府県知事が認める場合には、この限りではない。

②　講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保されていること。

③　会計帳簿、決算書類等が整備されているとともに、適正な経理処理が行われていること。

④　研修修了者名簿等を継続的に管理する体制が確保されていること。

(２)　指定研修機関に係る要件

指定研修機関は、以下について適切に行われなければならない。

①　研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。

・　研修事業の名称

・　実施場所

・　研修期間

・　研修課程

・　講師氏名

・　研修修了の認定方法

・　受講資格

・　受講手続き

・　受講料　等

②　研修の受講状況等を把握し、保存すること。

③　事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

④　演習等において知り得た個人の秘密の保持について厳格に行うとともに、研修受講者に対しても、この点につき十分に留意するよう指導すること。